

# 望まない妊娠で出生した児及び母親のケアに関する研究 —人口統計学的検討

野田順子（国立公衆衛生院）

## 1. 研究目的

この研究の目的は“望まない妊娠で出生した児”の概数及び経年変化を明らかにすることである。“望まない妊娠で出生した児”の定義を明らかにしないと数の把握は難しいため、とりあえず“望まない妊娠”を両親のいずれか片方、あるいは両方が予定していなかった妊娠と定義する。“望まない妊娠で出生した児”は“予定外の妊娠で出生した児”と考えられる。この定義の“望まない妊娠で出生した児”でも、十分な育児を受けていれば、当面ケアの対象にはならない。ケアの対象となるのは適切な育児が行われていない場合であり、現象としては棄児、被虐待児等として出現する。この研究では“望まない妊娠で出生した児”を“望まない妊娠で出生したために問題を抱えている児”に限定した方がよいと思われる。

この観点から考えると、“望まない妊娠で出生した児”だけでなく、次の段階としては“生まれてしまったから望まない児となった児”も対象として考えることがよいと思われる。

## 2. 研究方法

①全国的な調査で“望まない妊娠で出生した児”を推測できる統計資料をみつける。

- ・届出遅れ出生児数（人口動態統計<sup>(1)</sup>）
- ・非嫡出出生数（人口動態統計<sup>(1)</sup>）
- ・出生時の平均体重 嫡出—非嫡出（人口動態統計<sup>(1)</sup>）
- ・棄児数（人口動態統計<sup>(1)</sup>）
- ・全国養護施設に入所してきた被虐待児童とその親に関する研究報告書<sup>(2)</sup>
- ・養護児童等実態調査結果の概要<sup>(3)</sup>

②資料の分析。

## 3. 結果

- ・届出遅れ出生児数（人口動態統計） 図1-1、1-2、1-3

届出遅れ出生児数（総数）は1958年から1962年にかけて山が見られ1961年が最大で実数18,228人である。それ以降は減少傾向にあり、1992年で1,035人である。1年後に届けられたものに限れば1950年代後半では出生10万対200前後で推移する。実数では1954年生まれが最大で4,208人である。1960年代から1970年代にかけて減少するが、1967年、1969年、1972年生まれに山があり、年による差が大きい。1980年生まれ以降は実数500人台、出生10万対50前後で推移している。

- ・非嫡出出生数（人口動態統計） 図2-1、2-2、図3、図4、図5-1、5-2、5-3

非嫡出出生数は1947年に10万人近くいたが、その後10年間で1/4の2.5万人まで減少し、それ以降も緩やかに減少した。1976年頃から1.2～1.4万人で推移したが、出生数全体が減少したため、総出生数に対する非嫡出出生割合は1976年の0.77%が最低で、その後上昇に転じ1992年では1.13%と1961年のレベルにまで増加している。1966年は丙午の年だが、この年だけ非嫡出出生割合は、男1.12%、女1.15%と増加している。

母親の年齢階級別非嫡出出生割合（1992年）では、10代の割合が最も高く9.9%、続いて40代後半の8.0%である。出生数の多い20-30代では20代前半が1.6%、20代後半が0.6%、30代前半が0.8%、30代後半が2.0%と割合は低くなる。50代の出生数は毎年数が少ないが、この年は2人しかおらず2人とも嫡出であった。母親の年齢が不詳の出生は総数が24人と少ないが、このうち22人（91.6%）が非嫡出である。1979年から1992年の母親の年齢階級別非嫡出出生数の推移をみると10代、20代、40代で増加傾向があり、30代では一時増加するものの最近では減少してき

ている。

10代の母親による総出生数は、この10年ほど年間1.7～1.8万人と横這いだが、非嫡出出生数は1979年に1,046人と1,000人を越え、その後増加して1992年には1,829人となった。その結果、非嫡出出生割合は1979年の7.6%から1992年の9.9%に増加してきている。

市群別の10代の母親による出生数は市部では1979年10,365人、1992年には14,665人(1979年の1.41倍)で、郡部では1979年3,300人、1992年3,729人(1979年の1.13倍)で、市部の方が伸びが大きい。市群別の10代の母親による非嫡出出生数の経年変化をみると、市部では1979年832人で1992年には1,497人(1979年の1.80倍)、郡部では1979年214人で1992年には332人(1979年の1.55倍)になっている。非嫡出出生割合は市部では1979年8.0%で1992年には10.2%(1979年の1.27倍)、郡部では1979年6.5%で1992年には8.9%(1979年の1.37倍)と市部の方が一貫して高い非嫡出出生割合だが、郡部の方では割合の増加率が市部より大きい。

・出生時の平均体重 嫡出・非嫡出(人口動態統計<sup>(1)</sup>) 図6

嫡出児、非嫡出児とも出生時の平均体重は年々減少傾向にある。1992年で嫡出児総数3.10Kg、男3.14Kg、女3.06Kg、非嫡出児総数3.01Kg、男3.05Kg、女2.96Kg、10代の母親による非嫡出児総数2.96Kg、男3.00Kg、女2.92Kgである。男女とも非嫡出児で低く、10代の母親ではさらに低い。

・棄児数(人口動態統計) 図7

1954年に272人いたが1967年には167人と減少している。性差では男児が女児より多い傾向がある。(統計資料は1967年までしかない)

・全国養護施設に入所してきた被虐待児童とその親に関する研究報告書 表1

1991年3月から1992年2月までの1年間に全国535の養護施設に入所した児童の中での被虐待グループと統制グループを比較すると被虐待グループの方が、有意に親たちから望まれていなかった。対象となった被虐待グループ579人中、望まれた出生かどうか回答があったのは178人(回答率30.7%)でそのうち親たちに望まれていなかった出生は90人で50.6%、対象となった統制グループ263人中望まれた出生かどうか回答があったのは111人(回答率42.2%)で、親たちに望まれていなかった出生は21人で18.9%であった。

・養護児童等実態調査結果の概要(1992年12月1日現在) 表2

この調査では望まれた出生かどうかの質問項目は設定されていない。従って、入所理由にあたる養護問題発生理由が「父母の放任・怠だ」、「父母の虐待・酷使」、「棄児」、「養育拒否」である児を“望まない妊娠で出生した可能性が高い児”と仮定して、全施設の児童を合計すると「父母の放任・怠惰」によるものが2,657人(7.6%)、「父母の虐待・酷使」によるものが1,131人(3.3%)、「棄児」によるものが615人(1.8%)、「養育拒否」によるものが1,910人(5.5%)で、4項目を合計すると6,316人(18.3%)になる。

#### 4. 考察

“望まない妊娠で出生した児”の概念は、“望まない妊娠”の判断が両親の主観に左右され、時間の経過のもとで変化するために曖昧である。そのため、既存の統計で“望まない妊娠で出生した児”を明確な対象として取り上げているものはなく、仮に上記のように“予定外の妊娠で出生した児”と定義しても、既存の統計の中には見つからなかった。

出生届の遅い群に「妊娠を知って父親が困ったことが早かった群より多い」、「早くから児をたたく傾向がある」等の報告<sup>(4)</sup>があり、届出遅れ出生児数(人口動態統計)は、“望まない妊娠で出生した児”を部分的に反映していると考えられたが、数の最も多い1年後届け出数も年による変動が大きく、この40年間の動向は、単に“望まない妊娠で出生した児”の動向ではなく、届出制度の問題、県民性等他の要因が大きく関与しているものと思われる。出生届が出

生後8年以上遅れる児も、最近、年間200人弱おり、この児たちは学齢に達した時点でも届け出されていないことになり、深刻な問題である。この児たちは“望まない妊娠で出生した児”である可能性が十分に高い。

非嫡出出生数（人口動態統計）は、届出遅れ出生児数（人口動態統計）より厳密に“望まない妊娠で出生した児”の対象に近づく資料と考えられる。しかし、非嫡出＝“望まない妊娠”ではなく、中には両親に望まれていながら非嫡出となっている児もいるものと思われる。また、嫡出児の中にも“望まない妊娠で出生した児”が含まれている。従って、非嫡出出生数（人口動態統計）は、“望まない妊娠で出生した児”の一部を示しているものと思われる。非嫡出出生割合は、この10年間緩やかに増加してきている。

1966年に単年のみの非嫡出割合の増加が見られるが、この年は丙午でその影響があったものと思われる。丙午の年は迷信により女児の出産が嫌われ、妊娠を控えるものが多く女児だけでなく男児の出産数も大幅に減少している。非嫡出出生数には“予定外の妊娠で出生した児”も含まれている。そのために妊娠の調節がなされず、男児、女児の出生ともに嫡出児ほど減少せず、非嫡出割合が単年で増加したと考えられる。

現在利用できる一番新しい資料である1992年の母親の年齢階級別非嫡出出生割合では、10代の割合が最も高く10人に1人が非嫡出児である。出産数の多い20代後半では167人に1人であるので、10代で高い頻度であることがわかる。母親の年齢が不詳の出生の91.6%（22人）は非嫡出児であり、棄児等が含まれると思われ“望まない妊娠で出生した児”であろう。母親の年齢階級別非嫡出出生数の経年変化では、10代及び20代前半の増加が目立っている。

非嫡出出生の中でも10代の母親による出生は、母親が就学中であることが多く経済的にも独立しておらず、他の年齢階級の母親による出生よりも“望まない妊娠で出生した児”である可能性が高いので、10代母親による出生をさらに詳しく検討する。10代母親による総出生数は1979年から1984年まで急増したがこの10年ほどは、ほぼ横這いである。非嫡出出生数は郡部より市部で多く増加も大きく、都市で目立つ現象と考えられる。非嫡出出生割合は都市の方が高いが、郡部の方が伸びが大きく、都市との差が小さくなってきている。10代の母親による非嫡出出生の増加現象は郡部でも起きていて、都市に近づいていると考えられる。10代の人口妊娠中絶も増加してきている（優性保護統計<sup>(5)</sup>によると10代の人工妊娠中絶件数は1980年19,048件、1992年31,969件）ので、10代の性行動の活発化とともに“望まない妊娠”が増加し、“望まない妊娠で出生した児”も増加しているものと思われる。

出生時の体重を見ると男女とも非嫡出児で低い、10代の母親による非嫡出児はさらに低い。出生体重が低いと養育する上での困難さが増大するものと思われ、また被虐待児では低出生体重児の割合が高い<sup>(6)</sup>とされるので、10代の母親から生まれた非嫡出児はケアをより多く必要とするグループと考えられる。

棄児についても、“望まない妊娠で出生した児”の一部を示しているが、それ以外の社会経済的な要因もその動向に関与していると思われる。

人口動態統計を使った分析では、“望まない妊娠で出生した児”の概数及び経年変化を明らかにすることは困難だと判断される。出生届に「“望まない妊娠”か否か」を問う質問項目は不適切と思われ、今後とも人口動態統計のような公の保健統計で“望まない妊娠”を把握することは難しい。

全国養護施設に入所してきた被虐待児童とその親に関する研究報告書では被虐待グループと統制グループという対象を明らかにし、その中で“望まない妊娠で出生した児”を特定している。その結果、被虐待グループの方が、有意に親たちから望まれていなかった。しかしながら、「“望まない妊娠で出生した児”かどうか」の回答率は被虐待グループで30.7%、統制グループで42.2%と低く、回答が難しい質問と思われる。

養護児童等実態調査結果の概要（1992年12月1日現在）では「“望まない妊娠で出生した児”かどうか」の質問項目はなく、養護問題発生理由によりそれを推測するしかない。その結果、“望まない妊娠で出生した可能性が高い児”は、全施設の児童の18.3%にのぼった。これは、決して少なくない数字だと思われる。養護児童等実態調査は、5年に1度、厚生省により全国

的に実施されている調査なので、回答者が施設の職員という点で、曖昧さ、答えにくさは残るが、調査項目に「“望まない妊娠で出生した児”かどうか」、「嫡出・非嫡出のいずれか」の2項目を増やすことで、より多くの情報が得られると思う。

## 5. まとめ

- ①既存の統計によって、“望まない妊娠で出生した児”の概数及び経年変化を明らかにすることは難しいと思われた。
- ②年間200人弱の学齢に達した時点で出生届が届け出されていない児や年間20人余りの母親の年齢不詳の非嫡出児は、“望まない妊娠で出生した児”である可能性が十分に高くケアの対象と考えられた。
- ③非嫡出出生割合は、この10年間緩やかに増加してきており、“望まない妊娠で出生した児”の一部が増加傾向にある可能性は示唆される。特に“望まない妊娠で出生した児”である可能性がより高い10代の母親による非嫡出出生割合は市部、郡部ともに増加しており、この点に注目してケア等の考慮をする必要があると思われた。
- ④養護児童等実態調査の調査項目に、「“望まない妊娠で出生した児”かどうか」、「嫡出・非嫡出のいずれか」の2項目を増やすことで、“望まない妊娠で出生した児”についてのより多くの情報が得られると思われた。

## 6. 来年度の研究課題

一般人口を対象に調査を行う。

ある地域を選び、1歳児の母親に児が“予定外妊娠で出生した児”かいないか、児の養育状態、得られているケア及び希望するケア等のアンケート調査を行う。それにより“望まない妊娠で出生した児”の出現率を検討し、児及び母親のケアのあり方を考察する。

## 7. 文献

- 1)厚生省大臣官房統計情報部：人口動態統計，厚生省大臣官房統計情報部
- 2)全国養護施設に入所してきた被虐待児童とその親に関する研究報告書，全国養護施設協議会調査研究部，子どもの虐待防止センター，東京，1994
- 3)養護児童等実態調査結果の概要（平成4年12月1日現在）厚生省児童家庭局，東京，1994
- 4)青木美佐，他：出生届出時期による母子保健の問題，小児保健研究，51(2)，187，1992
- 5)厚生省大臣官房統計情報部：優性保護統計，厚生省大臣官房統計情報部
- 6)小林登，他：被虐待児症候群実態調査，厚生省心身障害研究：母子相互作用の臨床応用に関する研究，1989

图 1 - 1 届出遅れ出生児数

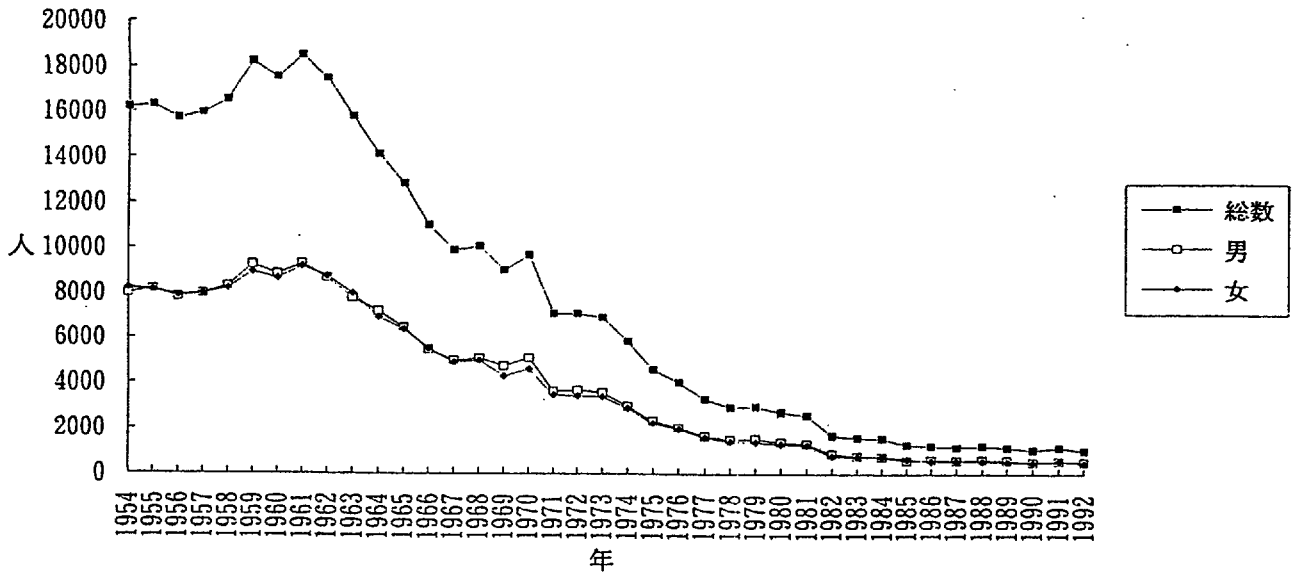


图 1 - 2 届出遅れ出生児数 (1歳)

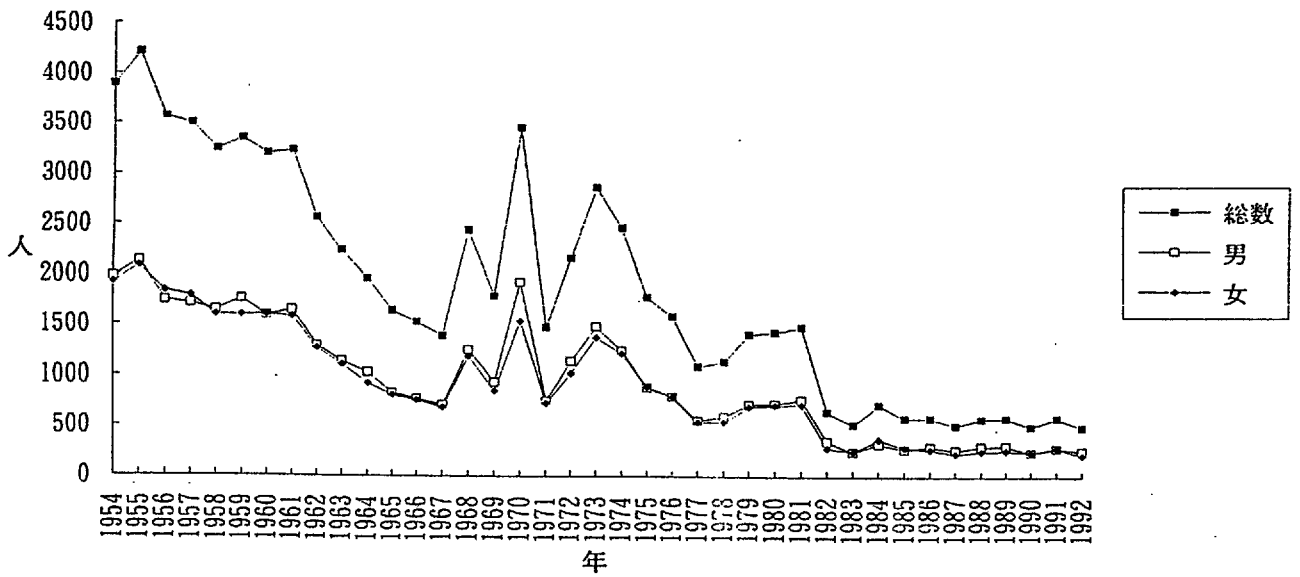
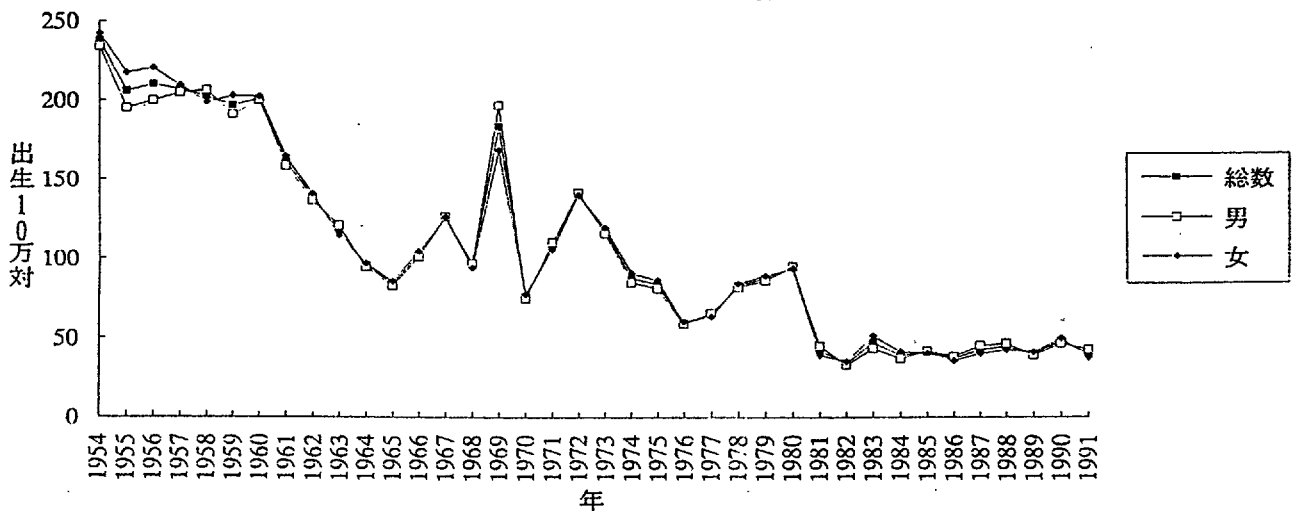


图 1 - 3 1年後出生届出率 (出生10万対)



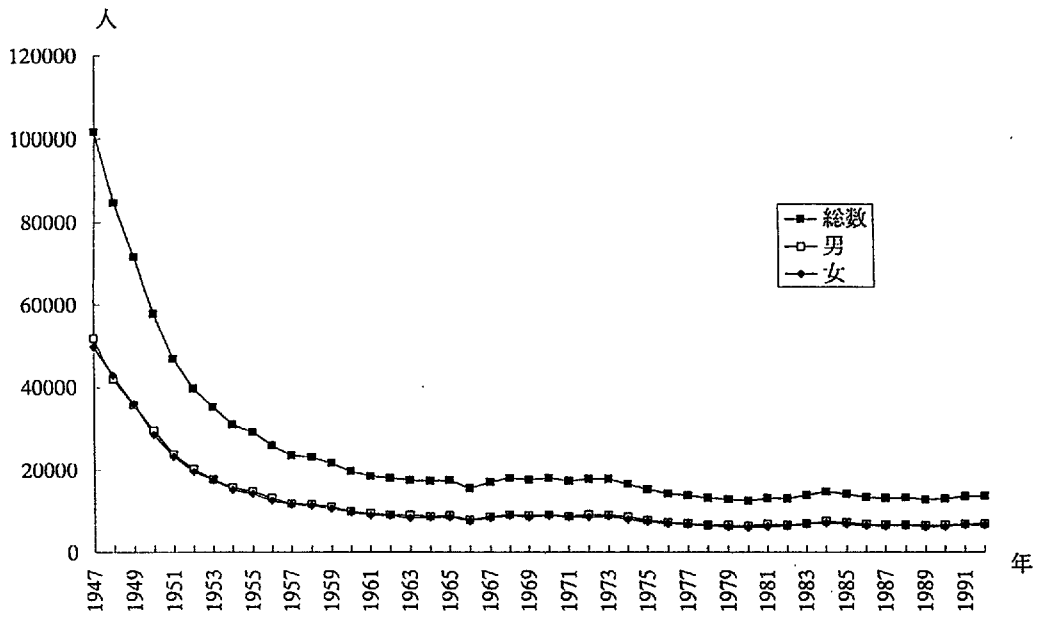


図2-1 非嫡出出生数

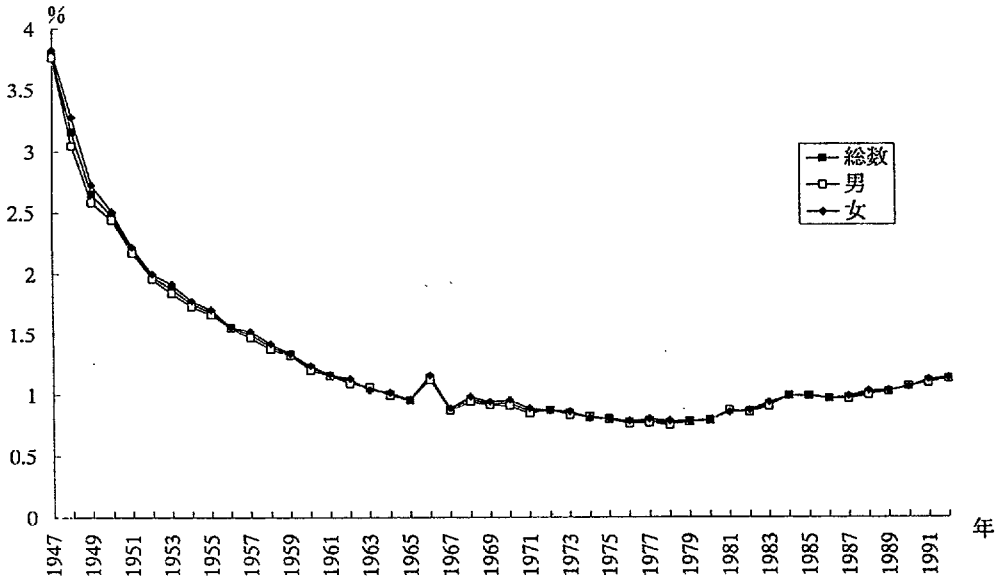


図2-2 非嫡出出生割合

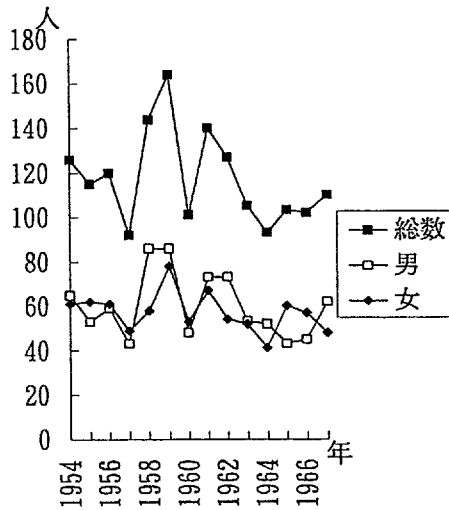


図7 1歳の棄児数  
(統計の制約上1954-1967の数値)

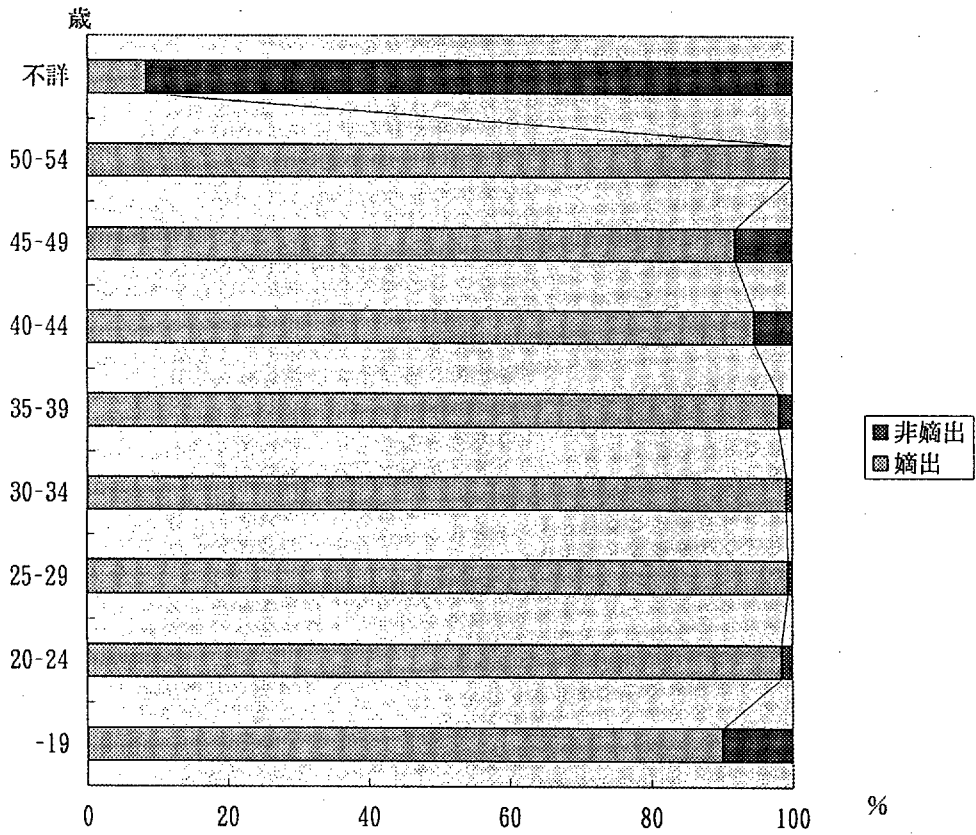


図3 母の年齢階級別非嫡出児の割合 (1992)

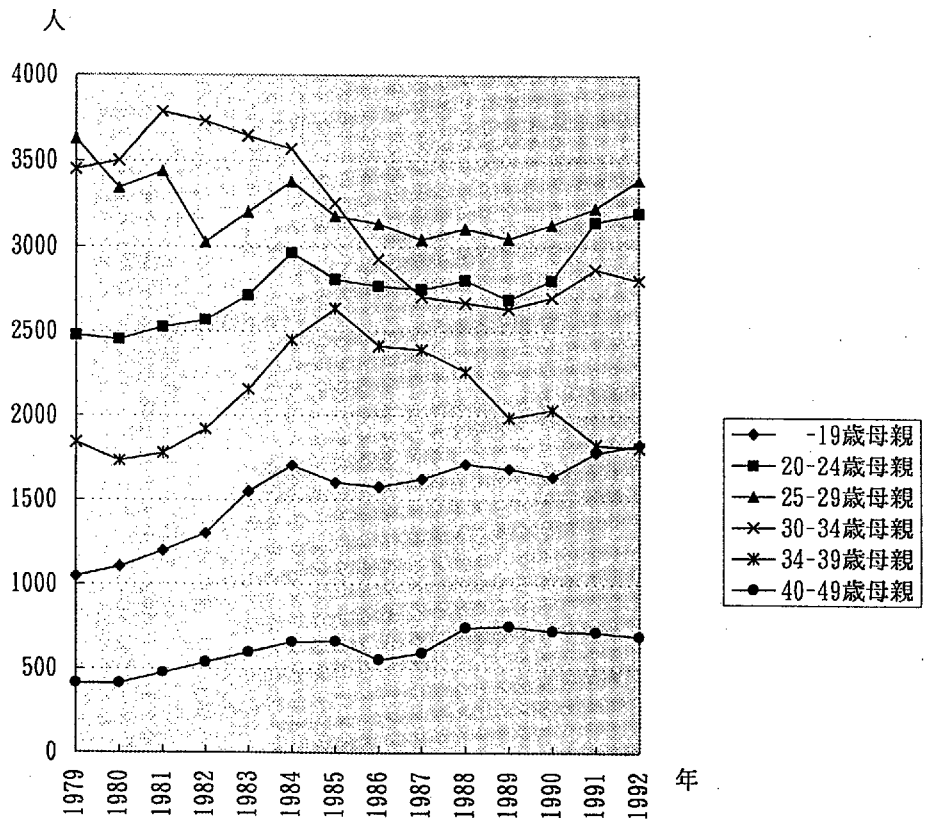


図4 母親の年齢階級別非嫡出出生数 (統計の制約上1979-1967の数値)

図5-1 10代の母親による出生数(市群別)  
(統計の制約上1979-1992年の数値)

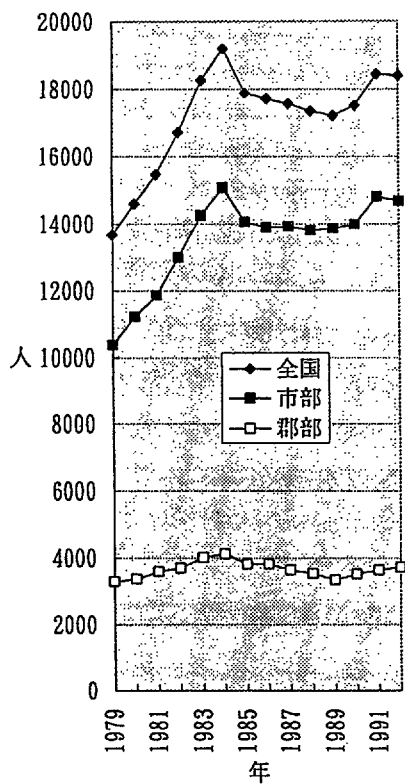


図5-2 10代の母親による非嫡出出生数(市群別)  
(統計の制約上1979-1992年の数値)

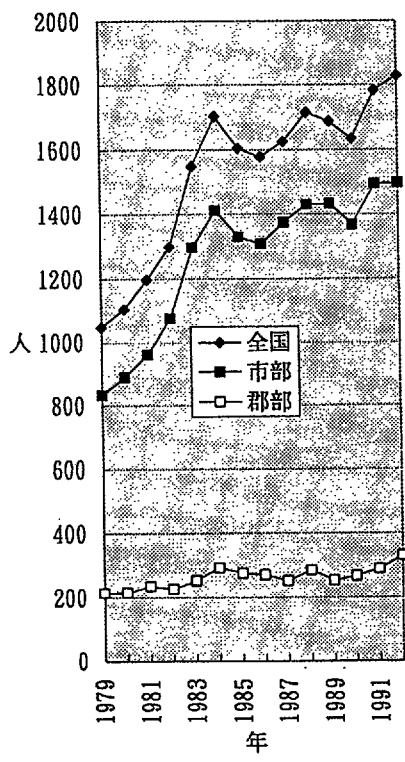


図5-3 10代の母親による非嫡出出生の割合(市群別)  
(統計の制約上1979-1992年の数値)

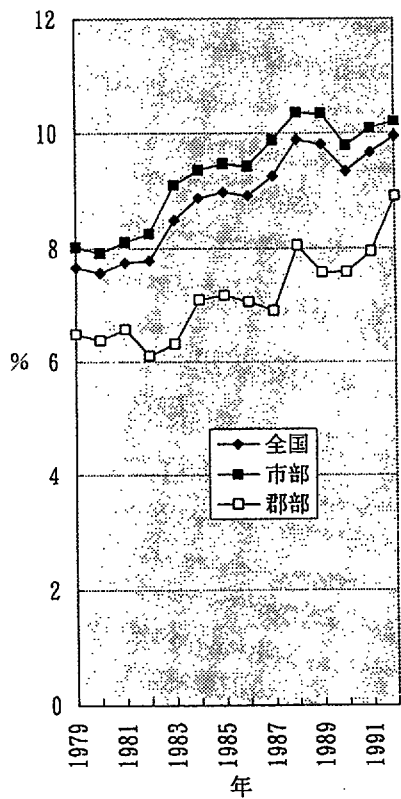


図6 出生時の平均体重

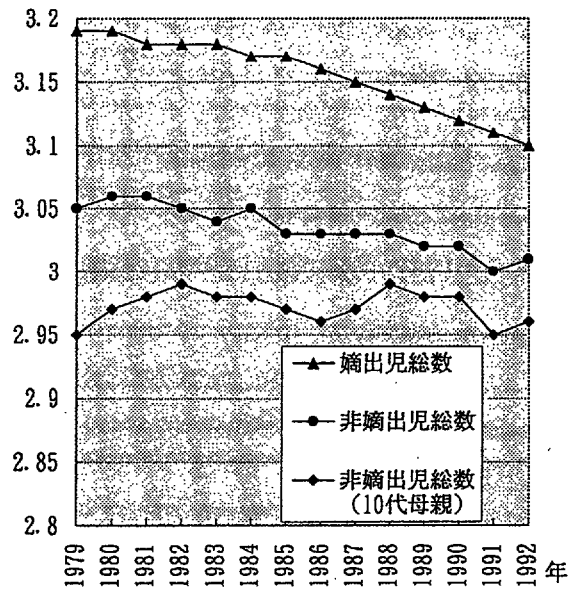




表1 望まれた出生かどうか

N (人数)	人数 (%)	
	被虐待児G	統制G
	178(100.0)	111(100.0)
両親に望まれていた	88(49.4)	90(81.1)
望まれていなかった	90(50.6)	21(18.9)
χ <sup>2</sup> 検定: χ <sup>2</sup> =28.9368 P<0.0001 D.F.=1		
〔「望まれていない」内訳〕		
両親に望まれていなかった	11(6.2)	0(0.0)
実父に望まれていなかった	25(14.0)	6(5.4)
実母に望まれていなかった	17(9.6)	6(5.4)
祖父母等親族に望まれていなかった	18(10.1)	6(5.4)
その他・望まれていなかった	19(10.7)	3(2.7)

表2 養護問題発生理由別児童数

	児童数					構成割合 (%)				
	里親委託児	養護施設児	情緒障害児	教護院児	乳児院児	里親委託児	養護施設児	情緒障害児	教護院児	乳児院児
総数	2,678	26,725	491	1,925	2,693	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
父母の死亡	123	1,246	5	57	49	4.6	4.7	1.0	3.0	1.8
父母の行方不明	468	4,942	10	66	300	17.5	18.5	2.0	3.4	11.1
父母の離婚	241	3,475	34	463	101	9.0	13.0	6.9	24.1	3.8
両親の未婚	*	*	*	*	577	*	*	*	*	21.4
父母の不和	39	429	28	136	101	1.5	1.6	5.7	7.1	3.8
父母の拘禁	57	1,083	5	20	94	2.1	4.1	1.0	1.0	3.5
父母の入院	156	3,019	6	28	285	5.8	11.3	1.2	1.5	10.6
家族の疾病の付添	*	*	*	*	38	*	*	*	*	1.4
次子出産	*	*	*	*	33	*	*	*	*	1.2
父母の就労	143	2,968	15	110	242	5.3	11.1	3.1	5.7	9.0
父母の性格異常・精神障害	140	1,495	42	55	234	5.2	5.6	8.6	2.9	8.7
父母の放任・怠だ	120	1,920	40	505	72	4.5	7.2	8.1	26.2	2.7
父母の虐待・酷使	50	947	22	73	39	1.9	3.5	4.5	3.8	1.4
棄児	210	270	3	9	123	7.8	1.0	0.6	0.5	4.6
養育拒否	568	1,131	11	58	142	21.2	4.2	2.2	3.0	5.3
破産等の経済的理由	81	939	4	23	77	3.0	3.5	0.8	1.2	2.9
児童の問題による監護困難	34	1,662	*	*	12	1.3	6.2	*	*	0.4
その他	248	1,199	42	112	174	9.3	4.5	8.6	5.8	6.5
特になし	*	*	224	210	*	*	*	45.6	10.9	*

注) \*は調査項目としてない。



## 検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



### 1, 研究目的

この研究の目的は“望まない妊娠で出生した児”の概数及び経年変化を明らかにすることである。“望まない妊娠で出生した児”の定義を明らかにしないと数の把握は難しいため、とりあえず“望まない妊娠”を両親のいずれか片方、あるいは両方が予定していなかった妊娠と定義する。“望まない妊娠で出生した児”は“予定外の妊娠で出生した児”と考えられる。この定義の“望まない妊娠で出生した児”でも、十分な育児を受けていれば、当面ケアの対象にはならない。ケアの対象となるのは適切な育児が行われていない場合であり、現象としては棄児、被虐待児等として出現する。この研究では“望まない妊娠で出生した児”を“望まない妊娠で出生したために問題を抱えている児”に限定した方がよいと思われる。

この観点から考えると、“望まない妊娠で出生した児”だけでなく、次の段階としては“生まれてしまったから望まない児となった児”も対象として考えることがよいと思われる。